

VI章 防災指針

1. 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針の考え方

防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

VI章では、居住誘導区域における災害リスクを可能な限り低減させるため、防災まちづくりの将来像を示し、居住誘導区域内で行う安全確保の対策を定めます。

■春日部市におけるハザード区域の状況

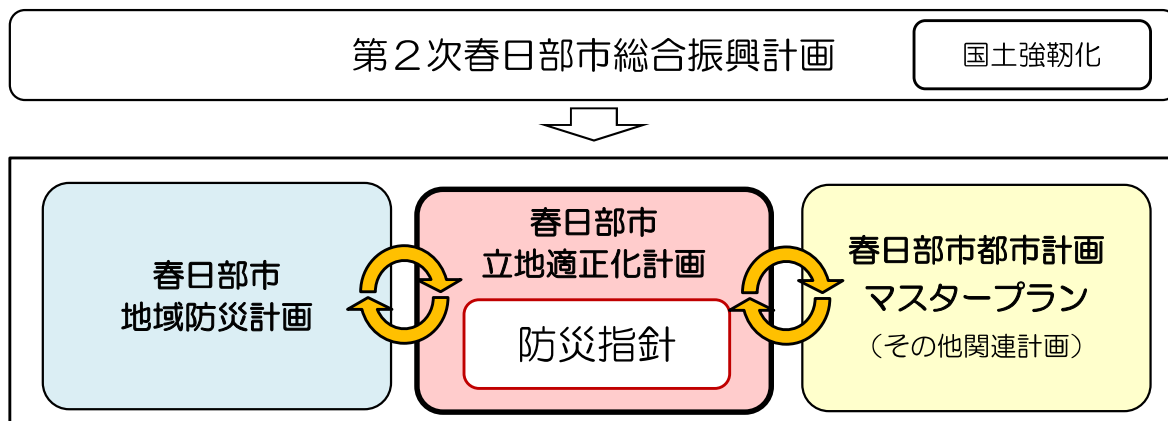
| ハザード区域等 | | | 根拠法令等 | 春日部市の 居住誘導区域との関係 |
|---------|-------------------------------|----------|--|---------------------|
| 水害 | 災害危険区域 | 災害レッド※1 | 建築基準法 | 該当なし |
| | 浸水被害防止区域 | 災害レッド | 特定都市河川浸水被害対策法 | 該当なし |
| | 都市浸水想定における都市浸水が想定される区域 | 災害イエロー※2 | | 該当なし |
| | 洪水浸水想定区域 (計画規模 L1、想定最大 L2) | 災害イエロー | 水防法 | 該当あり |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸浸食) | — | — | 該当あり |
| 土砂災害 | 土砂災害特別警戒区域 (土石流、急傾斜地、地すべり) | 災害レッド | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法） | 該当なし |
| | 土砂災害警戒区域 (土石流、急傾斜地、地すべり) | 災害イエロー | | 該当なし |
| | 地すべり防止区域 | 災害レッド | 地すべり等防止法 | 該当なし |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 災害レッド | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 該当なし |
| 地震 | 大規模盛土造成地 | — | — | 該当なし |
| | 液状化の危険度が高い区域 | — | — | 一部該当あり |

※1 災害レッド（災害レッドゾーン）：居住誘導区域に含まないこととすべき区域

※2 災害イエロー（災害イエローゾーン）：それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

(2) 防災指針の位置付け

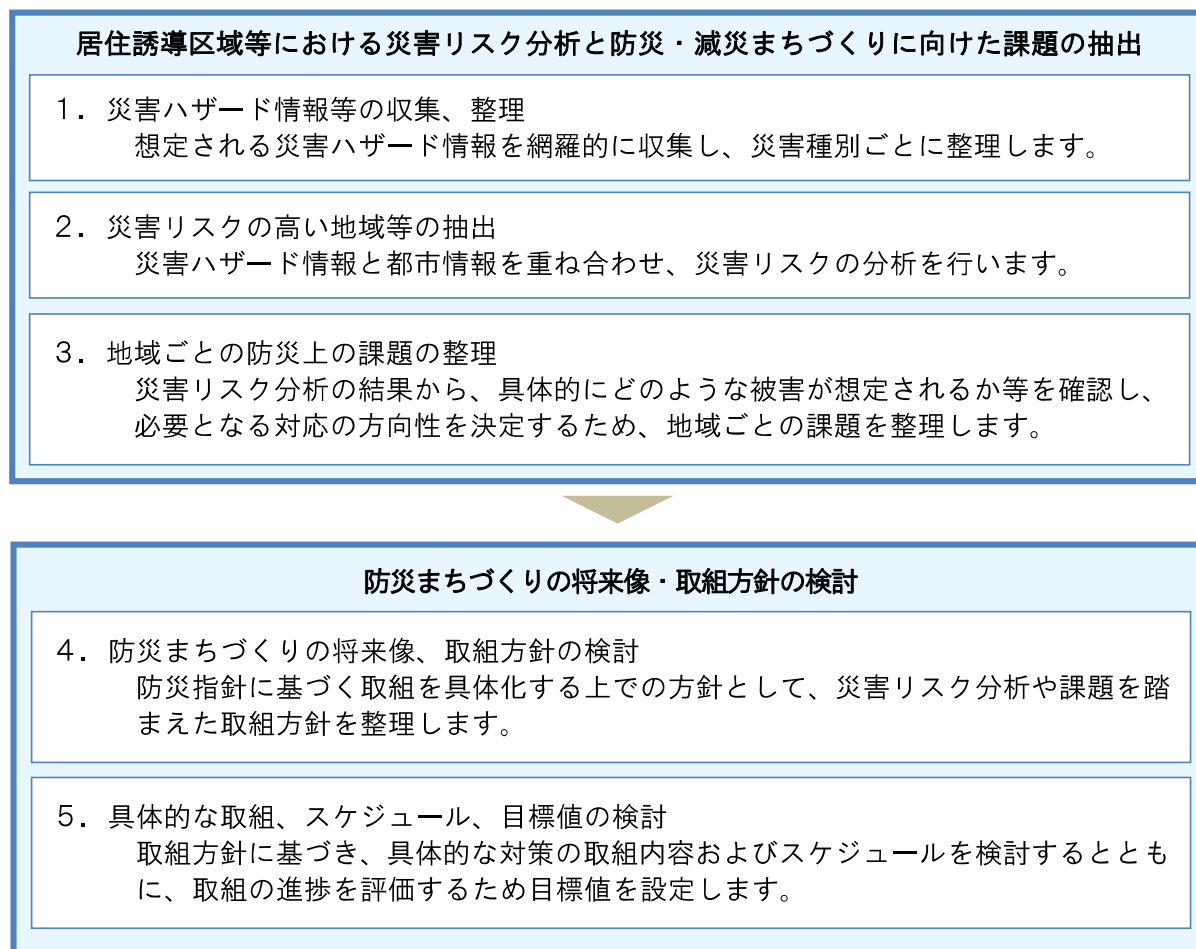
この防災指針は、上位計画である第2次春日部市総合振興計画に即するものであるとともに、春日部市地域防災計画や、春日部市都市計画マスタープラン及びその他関連計画と連携するものとします。



(3) 防災指針策定の流れ

防災指針の検討は、国土交通省より示された「立地適正化計画作成の手引き」に基づき、以下の手順で行います。

■防災指針の検討フロー



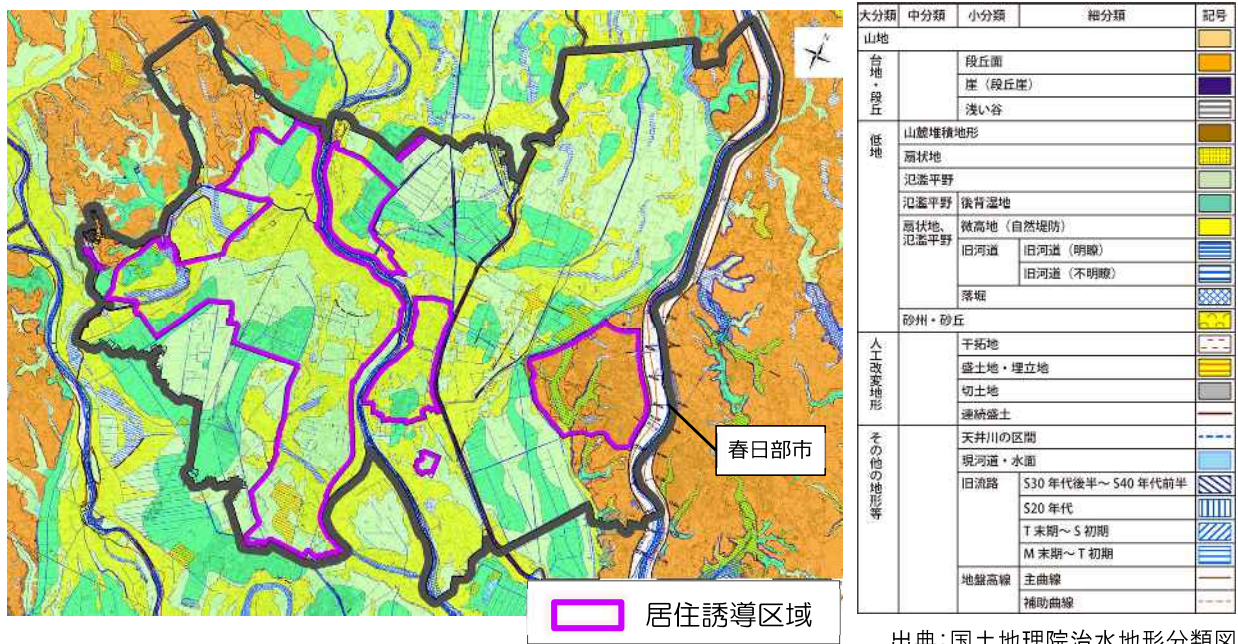
2. 災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題

(1) 地勢の整理

春日部市は、北西部の大宮台地、東部の下総台地にはさまれるように中川低地が広がっており、一級河川の江戸川をはじめ、中川、大落古利根川、新方川など複数の河川が流れています。また、低地のほぼ全域が沖積世堆積物の軟弱な粘性土層、緩い砂質土層でおおわれているため、軟弱な地盤地域となっています。

春日部市周辺では、利根川および荒川が本市を囲うように流れています。本市は、いずれの河川よりも平均標高の低い沖積低地が広く分布していることから、これらの河川が氾濫した場合には、大きな影響が懸念されます。

■ 治水地形分類図



■ 標高地形図



(2) 既往災害の整理

近年、市内で広範囲に浸水被害を生じた水害としては、2008年（平成20年）8月末豪雨、2015年（平成27年）関東・東北豪雨（台風18号）があり、1,000棟を超える家屋の浸水被害が発生しています。

これらの浸水は、主に内水氾濫によるもので、浸水区域は、市内の大部分を占める低地に広く分布しています。

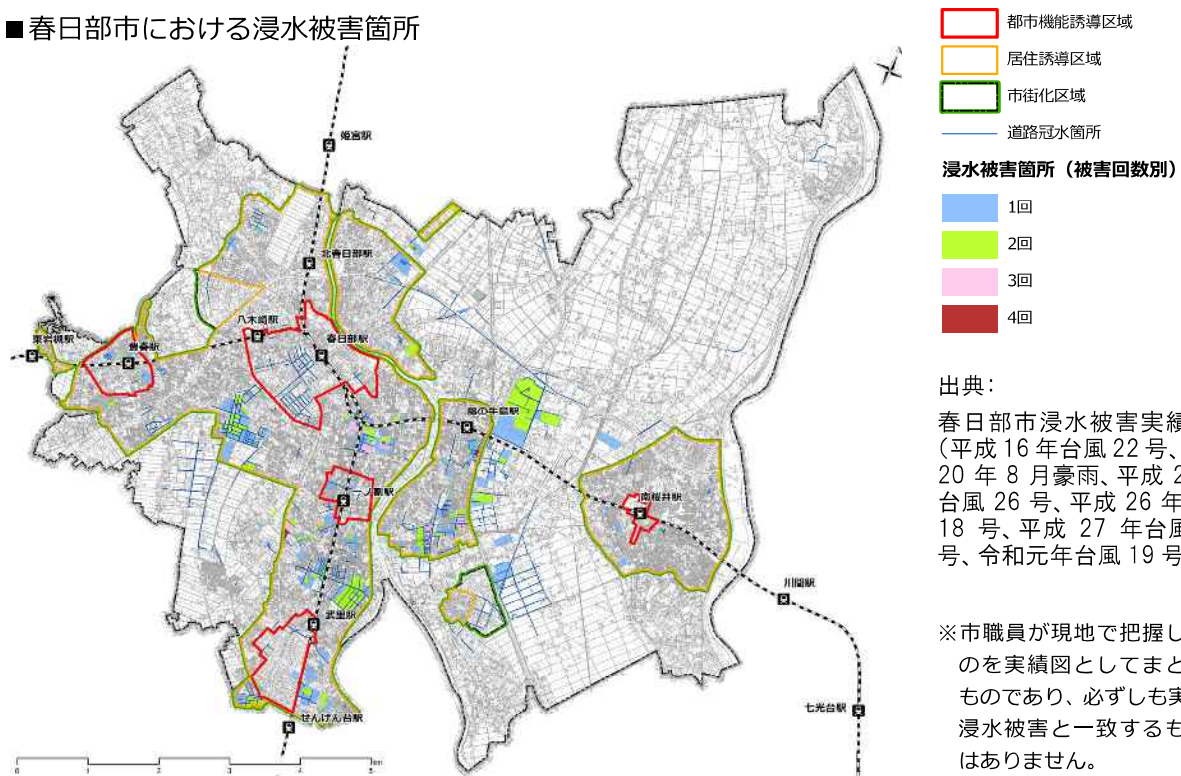
また、令和元年東日本台風（台風19号）では、利根川が氾濫危険水位を超えたため、春日部市市制施行後初めての避難勧告が発令されるなど、自然災害に対する脅威が増しています。

■春日部市における災害履歴

| 発生日月 | | 異常気象名 | 浸水棟数 | | | その他の被害状況 |
|---------|-------------|------------------|----------|----------|-------|--|
| | | | 床上 浸水 | 床下 浸水 | 浸水計 | |
| 平成 20 年 | 8.26-9.2 | 豪雨 | 74 | 1,244 | 1,318 | |
| 平成 21 年 | 8.3-8.8 | 豪雨 | 0 | 28 | 28 | |
| 平成 21 年 | 10.5-10.9 | 台風 18 号（関東・東北豪雨） | 5 | 104 | 109 | |
| 平成 22 年 | 9.28 | 豪雨 | 0 | 1 | 1 | |
| 平成 23 年 | 3.11 | 東日本大震災 | — | — | — | 震度 5 強、建物火災 1 件、建物被害 半壊 4 件、道路陥没 104 箇所、液状化 4 箇所、小中学校・公園施設・福祉施設等の被害 100 箇所以上 |
| 平成 25 年 | 10.15-10.16 | 台風 26 号 | 1 | 87 | 88 | |
| 平成 27 年 | 9.9-9.11 | 台風 18 号 | 134 | 1,031 | 1,165 | |
| 平成 28 年 | 8.22-8.23 | 台風 9 号 | 0 | 9 | 9 | |
| 令和元年 | 10.11-10.13 | 台風 19 号（東日本台風） | — | — | 412 | |

出典：春日部市地域防災計画 2020 年(令和2年)2月 2008 年～2016 年(平成 20 年～平成 28 年)、春日部市浸水被害実績図 2019 年(令和元年)[※]

■春日部市における浸水被害箇所



(3) 災害ハザード情報の整理

災害リスク分析を行うにあたり、災害ハザード情報を整理します。

①水害

水防法（2015年（平成27年）改正）に基づき、指定・公表されている洪水浸水想定区域のうち、春日部市に影響をもたらす河川は、国が管理する利根川、江戸川、荒川の3河川と、埼玉県が管理する中川、大落古利根川、新方川、元荒川の4河川^{※1}になります。

この洪水浸水想定区域は、想定される最大の降雨規模（想定最大規模L2）と、河川の洪水防御に関する計画の基本となる河川整備基本方針で考慮されている降雨規模（計画規模L1）で想定しています。

本計画では、市内で最大の被害が生じると考えられるケースとして、春日部市に影響をもたらす河川の想定最大規模（L2）降雨による洪水をリスクとして検討しています。^{※2}

■対象となる河川の整理

| 想定規模 | 対象河川 | 想定降雨量 | 春日部市に該当 | | | 公表 |
|--------|--------------|-----------------|--------------|-------------------------------|------|------------|
| | | | 洪水浸水 想定区域 | 家屋倒壊等氾濫 想定区域 ^{※3} | | |
| | | | | 氾濫流 | 河岸浸食 | |
| 計画規模 | 利根川水系 利根川 | 利根川流域、八斗島上流域 | ○ | — | — | 平成29年7月20日 |
| | 利根川水系 江戸川 | 336mm/72時間 | ○ | — | — | |
| | 荒川水系 荒川 | 荒川流域 516mm/72時間 | ○ | — | — | 平成28年5月30日 |
| | 利根川水系 中川 | 中川流域 355mm/48時間 | ○ | — | — | 令和2年5月26日 |
| | 利根川水系 大落古利根川 | | ○ | — | — | |
| | 利根川水系 新方川 | | ○ | — | — | |
| | 利根川水系 元荒川 | | ○ | — | — | |
| 想定最大規模 | 利根川水系 利根川 | 利根川流域、八斗島上流域 | ○ | × | × | 平成29年7月20日 |
| | 利根川水系 江戸川 | 491mm/72時間 | ○ | ○ | × | |
| | 荒川水系 荒川 | 荒川流域 632mm/72時間 | ○ | × | × | 平成28年5月30日 |
| | 利根川水系 中川 | 中川流域 596mm/48時間 | ○ | × | ○ | 令和2年5月26日 |
| | 利根川水系 大落古利根川 | | ○ | × | ○ | |
| | 利根川水系 新方川 | | ○ | × | ○ | |
| | 利根川水系 元荒川 | | ○ | × | × | |

※1 本計画では、2021年（令和3年）に公表された「春日部市災害ハザードマップ」で対象としている利根川、江戸川、荒川、中川、大落古利根川、新方川、元荒川の7河川を対象にリスク分析を行っています。

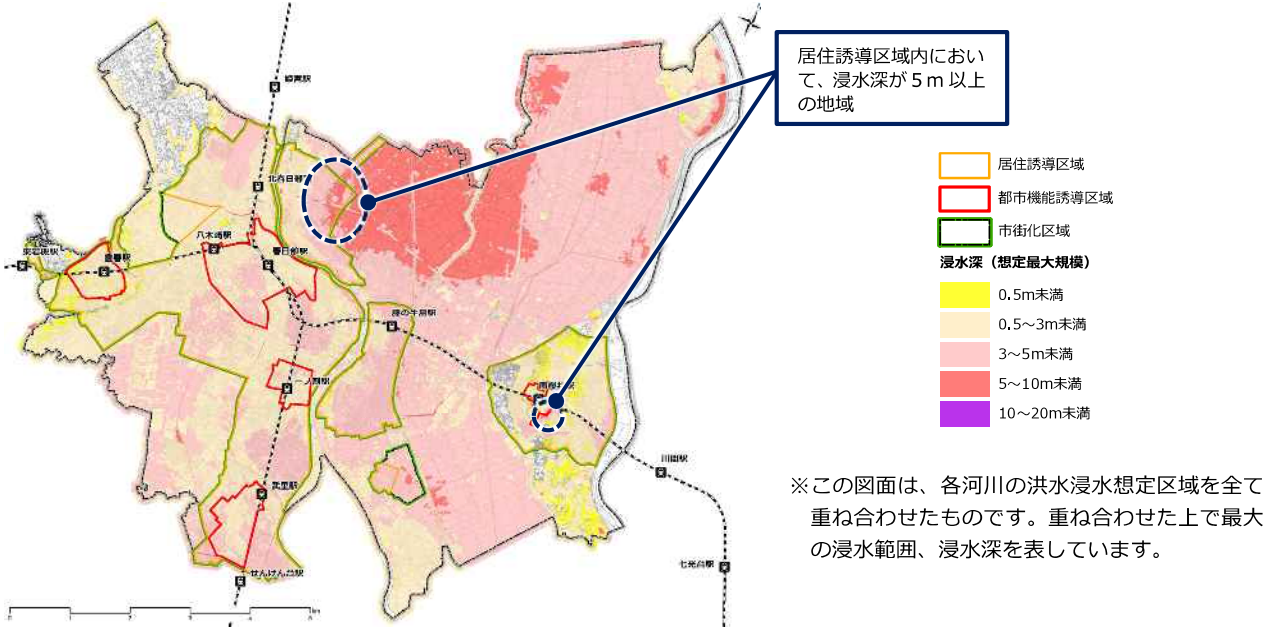
※2 検討にあたっては、各河川の洪水浸水想定区域を全て重ね合わせ、最大の浸水範囲、浸水深の抽出を行っています。

※3 家屋倒壊等氾濫想定区域は、最大想定規模下でのみ設定されています。

①-1 洪水浸水想定区域

想定最大規模下においては、居住誘導区域内の大部分の地域0.5m～3m未満の浸水が想定されています。特に、小淵や南桜井駅周辺の居住誘導区域の一部で、浸水深が5mを超える区域が存在しています。

■洪水浸水想定区域（想定最大規模）



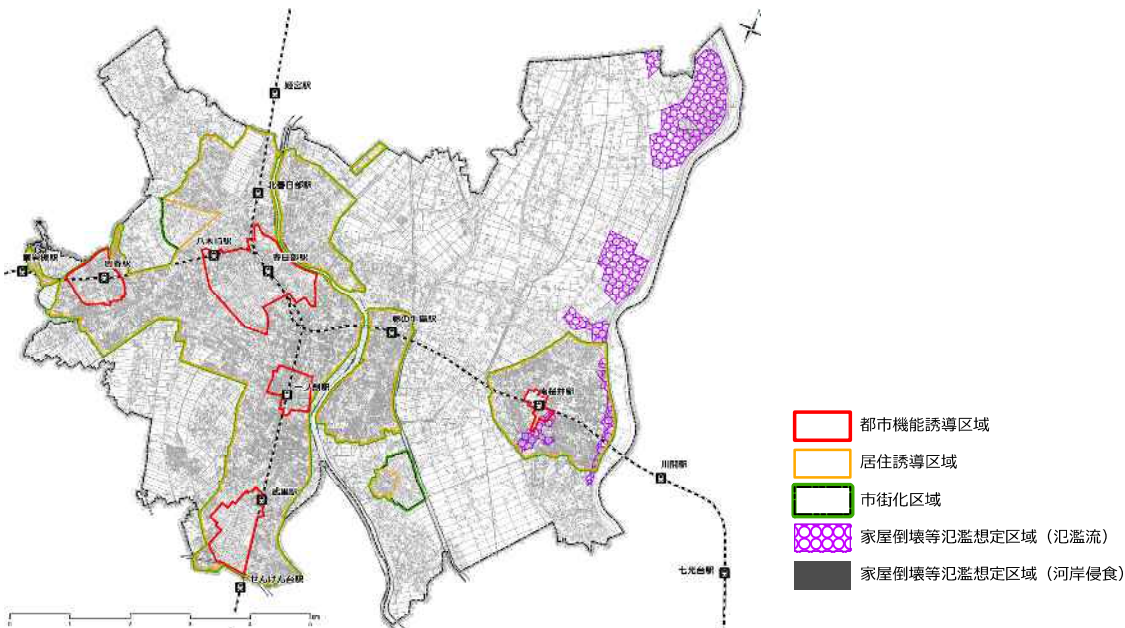
①-2 家屋倒壊等氾濫想定区域

想定最大規模下においては、家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されています。

春日部市では、江戸川に面した区域において、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が指定され、その範囲は、南桜井駅周辺の居住誘導区域に含まれています。

市街地を横断する中川、大落古利根川、新方川の沿川においても、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が指定されています。（詳細は「(5) 地域ごとの課題の整理」を参照）

■家屋倒壊等氾濫想定区域



②土砂災害

土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、災害レッドゾーンに分類され、原則として居住誘導区域に含めないこととされています。

春日部市は、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定された区域がありますが、居住誘導区域には含まれておりません。

| 区域名 | 土砂災害警戒区域の現象の種類 | 指定年月日 | 備考 |
|-------|----------------|-----------------|------------|
| 花積台耕地 | 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ） | 平成 29 年 4 月 7 日 | 市街化調整区域に該当 |

③大規模地震

③-1 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が存在する場合は、地震のほか、降雨による地下水位の変動等が要因の一つとなって活動崩落する恐れがあることから、春日部市においても、大規模盛土造成地について独自調査を実施しています。

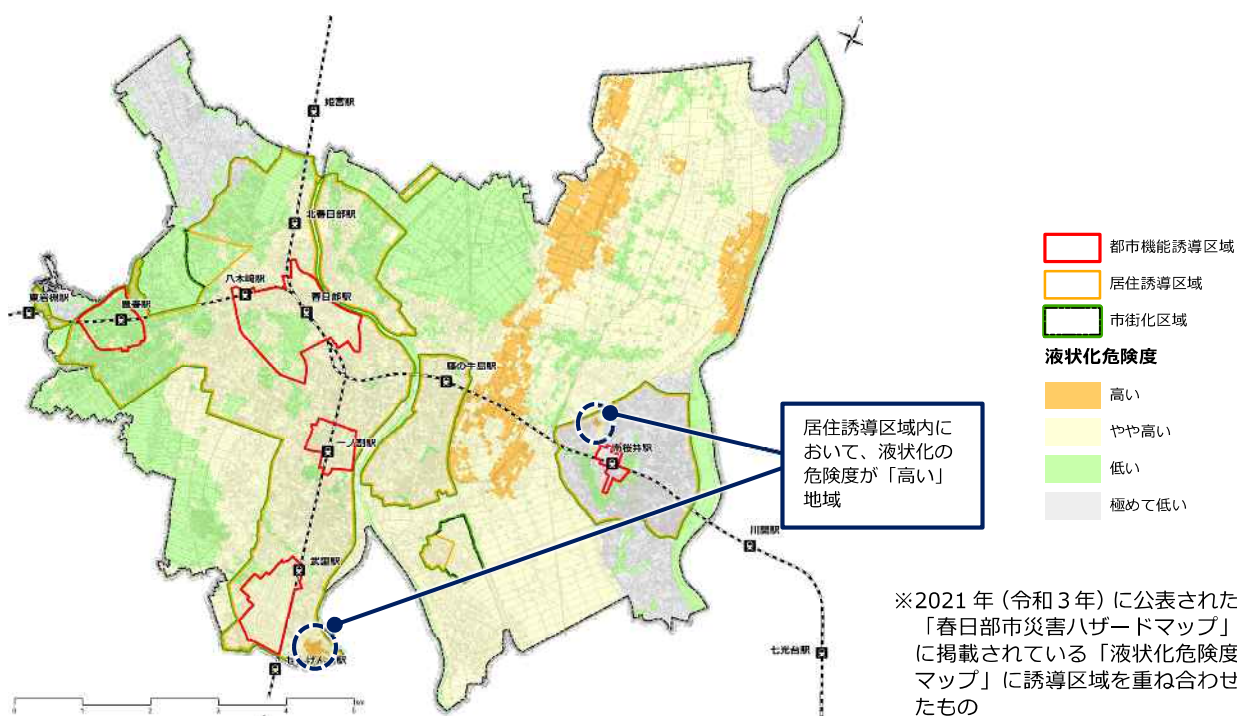
この調査において、春日部市内では、大規模盛土造成地は存在しないことが確認されました。（2016年（平成28年）2月公表）

③-2 液状化の危険度が高い区域

既往の大地震において、液状化による被害が発生した実態を踏まえ、埼玉県より液状化可能性分布図が公表されています。埼玉県では、東部に低地が広がることから、全体的な傾向として、東部で液状化しやすくなっています。

春日部市の居住誘導区域内においては、金崎、大枝の一部区域で液状化の危険度が「高い」とされています。

■液状化危険度図



(4) 災害リスクの高い地域等の抽出（重ね合わせ分析）

前項で整理したハザード情報と都市情報等の重ね合わせ分析を行い、居住誘導区域内において災害リスクの高い地域を抽出します。

春日部市におけるハザード区域等の状況から、災害リスク分析は水害を中心に行います。

なお、春日部市の居住誘導区域内において、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害に関するハザード区域が存在しないこと、また地震時に活動崩落を引き起こす要因となる造成地が存在せず、液状化危険度が高い区域が少ないことを踏まえ、本計画では、「大規模地震」における災害リスクの高い地域の抽出は行わないこととしています。

■重ね合わせ分析の項目

| ハザード情報 | 都市特性 | 分析の視点 |
|-----------------------|---|--|
| 想定最大規模 | 250m メッシュ総人口および老年人口分布（令和2年国勢調査） | 人口の分布状況を把握する |
| | 建築物（階数）の分布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水のおそれのある建物の位置を把握する ・ 浸水深と建築物の高さの比較により垂直避難が可能かを把握する |
| | 指定避難所 ^{※1} の分布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍に避難所がないエリアを把握し、災害時の避難リスクを把握する ・ 浸水深と建築物の高さの比較により垂直避難が可能かを把握する |
| | 要配慮者利用施設 ^{※2} の分布（病院、診療所、地域活動支援センター、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設など） | 要配慮者利用施設の位置を把握する |
| | 誘導施設の分布 | 施設の継続的な利用ができるかを把握する |
| | 道路網（アンダーパス） ^{※1} | 避難路としての活用が可能かを把握する |
| 浸水継続時間 | 建築物の分布 | 孤立リスクを把握する |
| | 指定避難所の分布 | 孤立リスクを把握する |
| | 緊急輸送道路 ^{※3} | 復旧活動に必要な緊急輸送道路の浸水状況を把握する |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食） | 建築物（木造・非木造）の分布 | 家屋倒壊の危険性がないかを把握する |
| 浸水実績 | 建築物の分布 | 頻繁に浸水する家屋がないかを把握する |
| | 道路網（アンダーパス） | 避難路としての活用が可能かを把握する |

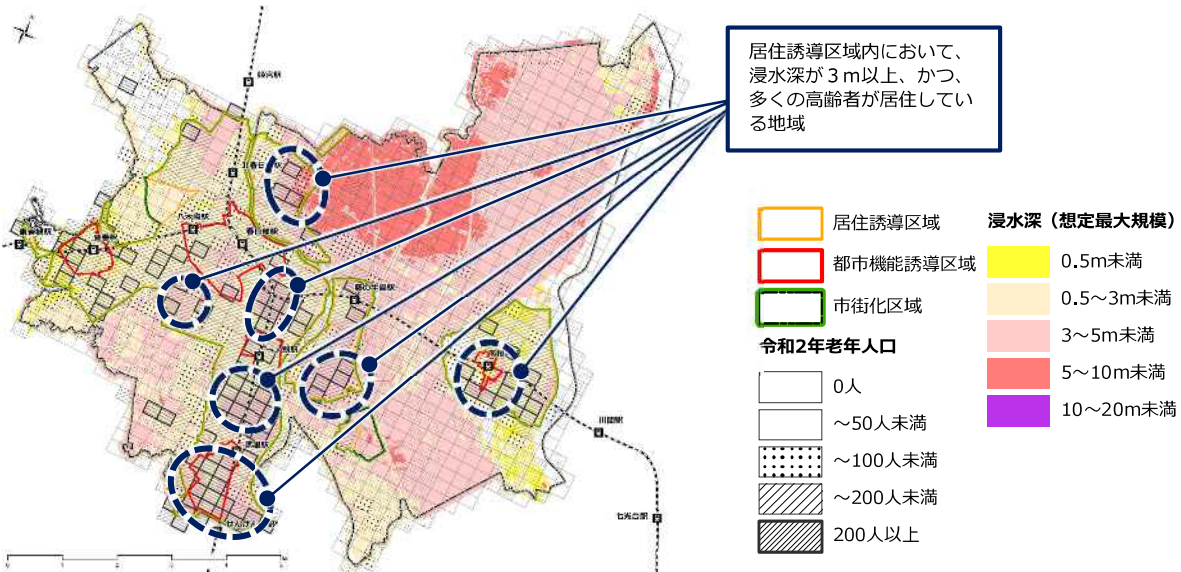
※1 2021年（令和3年）に公表された「春日部市災害ハザードマップ」に掲載されている施設（洪水時に使用できないとされている施設については、分析対象外としている。）

※2 春日部市地域防災計画資料編（加除式）2022年（令和4年）2月版に掲載されている施設

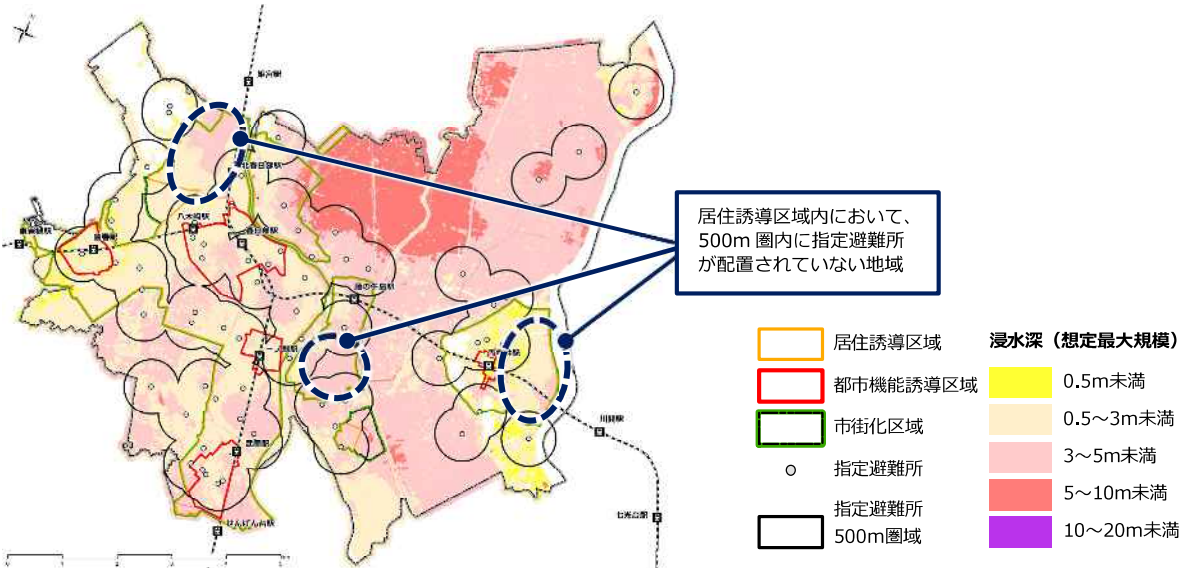
※3 埼玉県緊急輸送道路網図（2020年（令和2年）8月現在）を活用

■参考：重ね合わせ分析の結果を一部掲載（詳細は「（5）地域ごとの課題の整理」を参照）

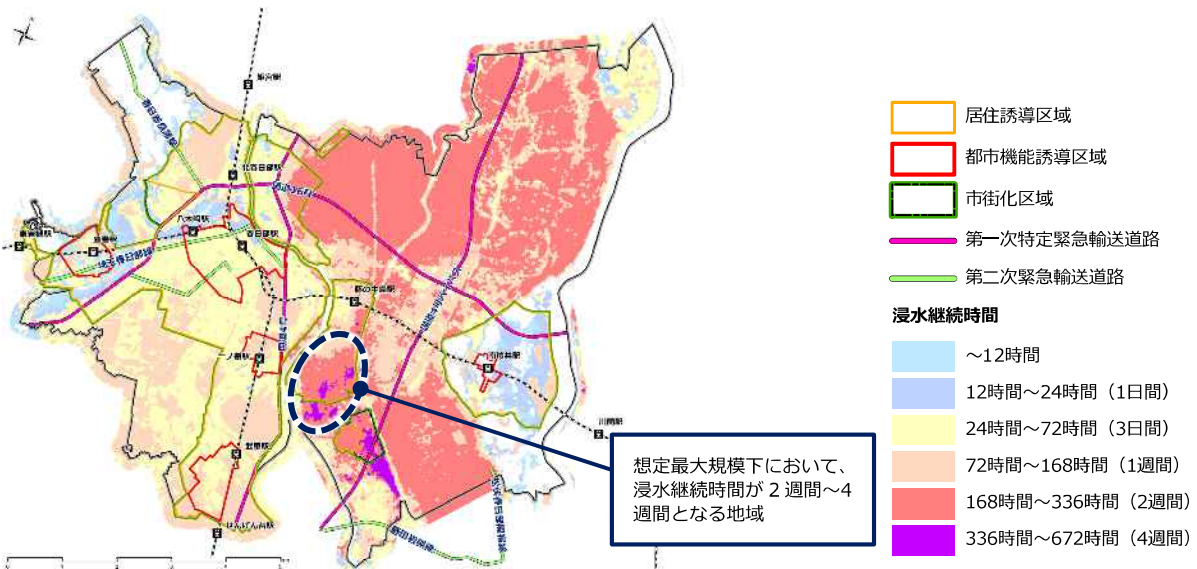
■洪水浸水想定区域（想定最大規模）×老年人口



■洪水浸水想定区域（想定最大規模）×指定避難所の分布



■浸水継続時間×緊急輸送道路

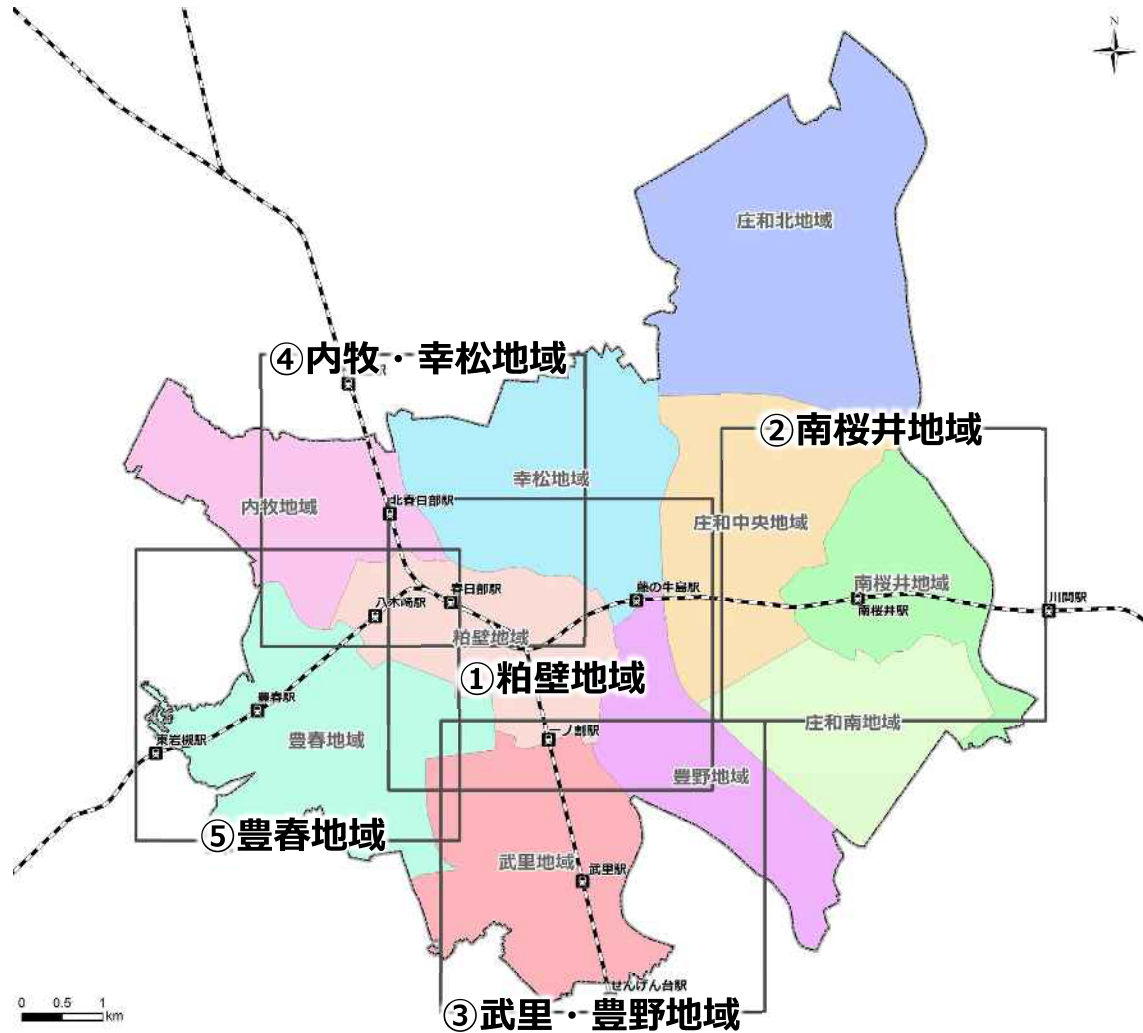


(5) 地域ごとの課題の整理

災害リスク分析の結果から、具体的にどのような被害が想定されるか等を確認し、必要となる対応の方向性を決定するため、地域ごとに課題を整理します。

課題抽出にあたり、春日部市を5つの地域に分割して行います。

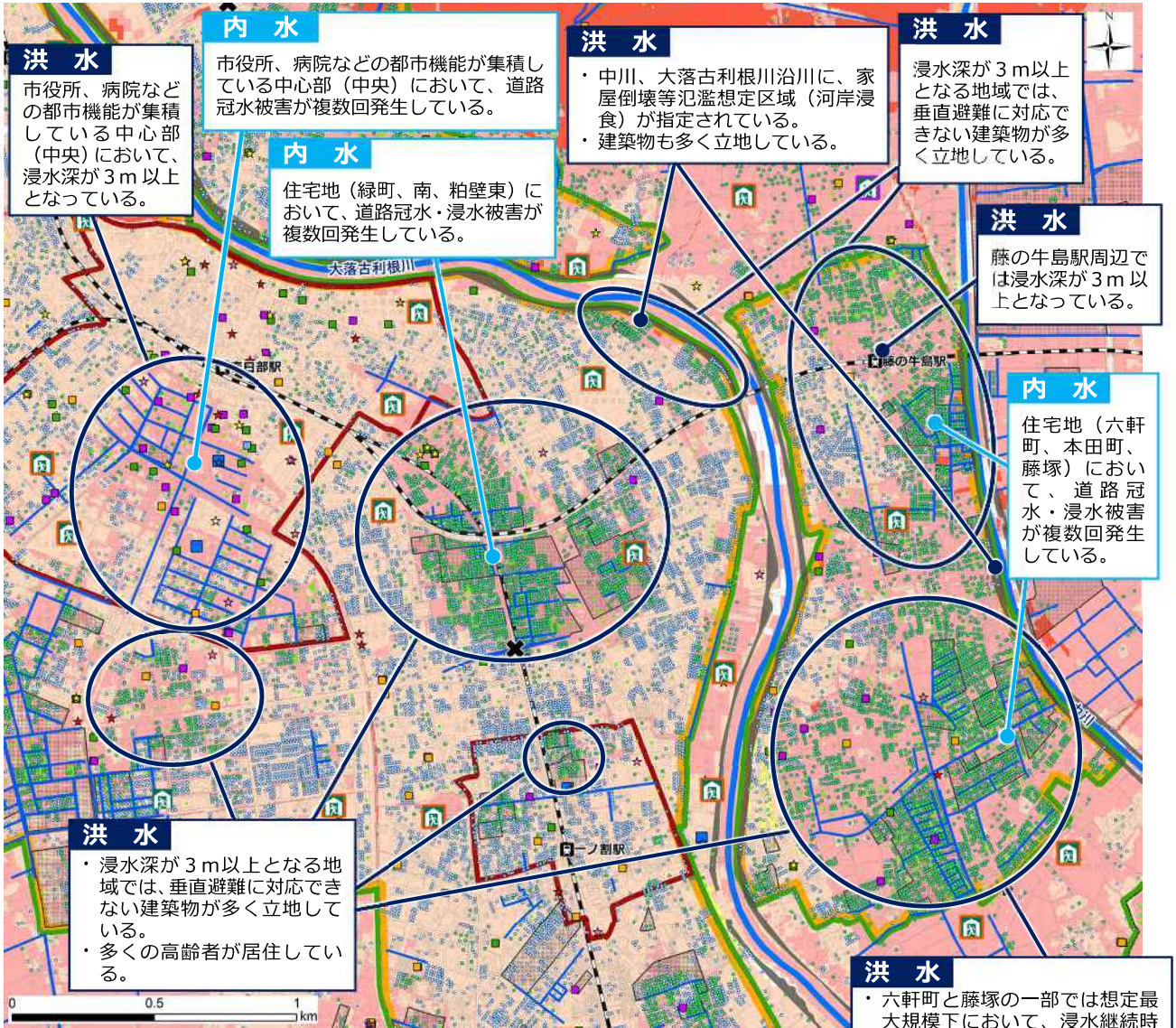
■ 地域の分割



①粕壁地域

■課題の整理

- ・ 中川、大落古利根川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に、建築物が多く立地している。
- ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。
- ・ 六軒町と藤塚の一部では想定最大規模下において、浸水継続時間が2週間～4週間となっている。また、500m圏内に指定避難所が配置されていない。

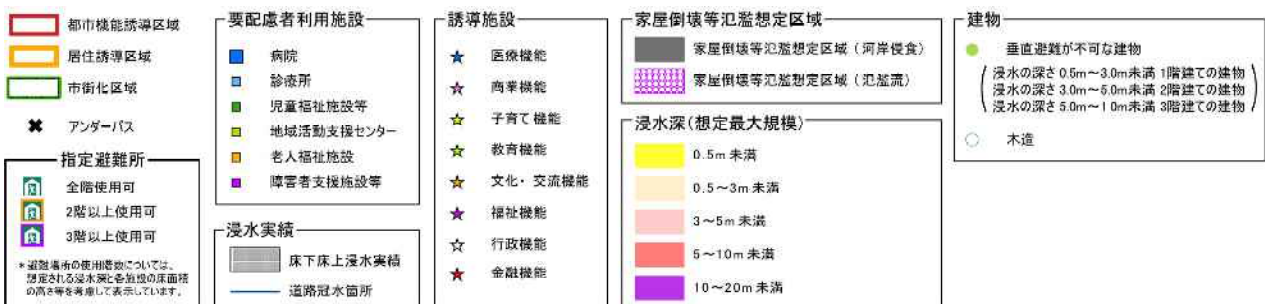
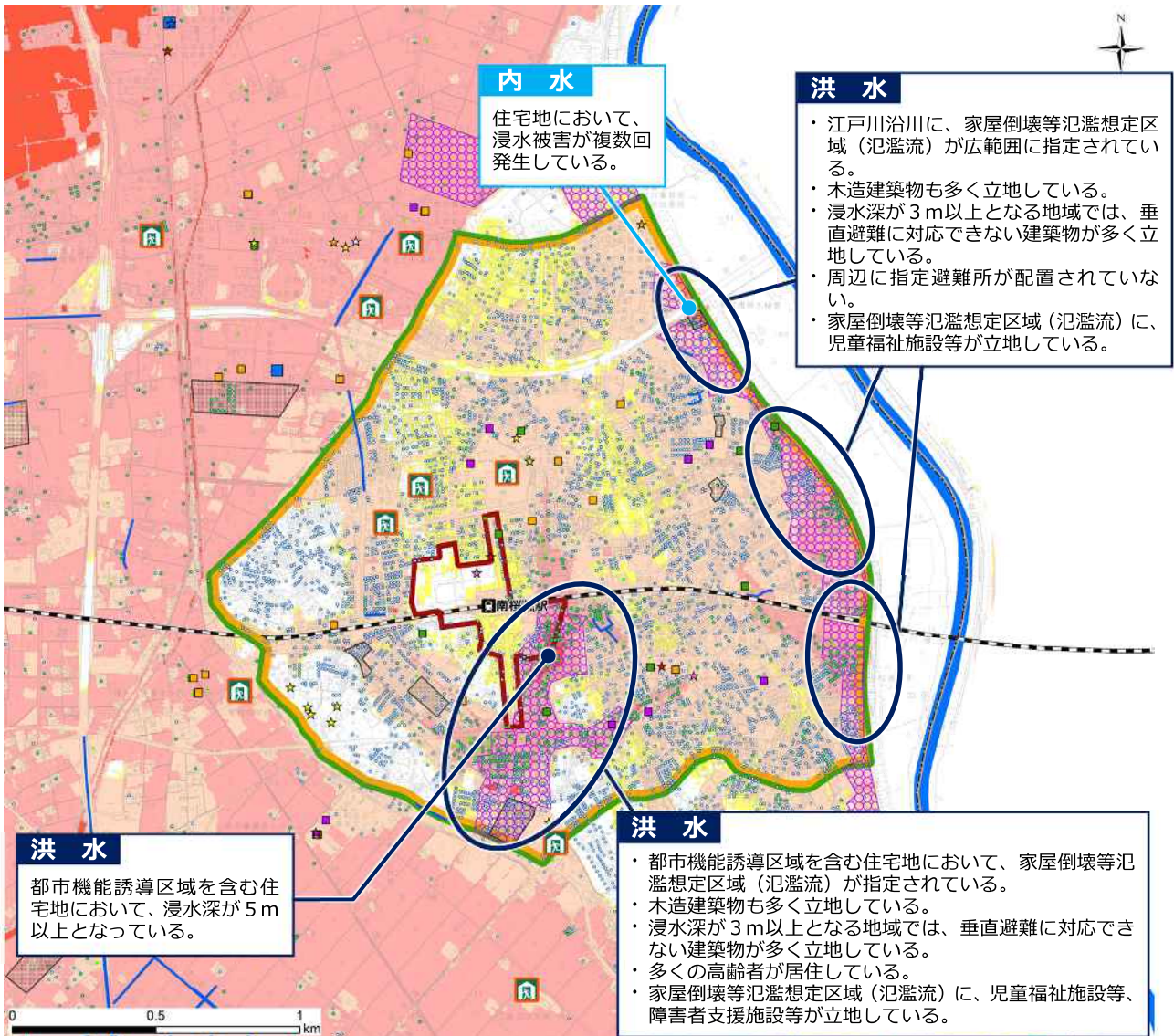


| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全階使用可 2階以上使用可 3階以上使用可 <p>※ 避難所の使用状況については、想定される浸水深と各施設の床面積の積算等を考慮して表示しています。</p> | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 浸水実績 <ul style="list-style-type: none"> 床下床上海水実績 道路冠水箇所 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> 医療機能 商業機能 子育て機能 教育機能 文化・交流機能 福祉機能 行政機能 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 <ul style="list-style-type: none"> 浸水の深さ0.5m～3.0m未満 1階建ての建物 浸水の深さ3.0m～5.0m未満 2階建ての建物 浸水の深さ5.0m～10m未満 3階建ての建物 木造 |
|--|---|--|---|---|

②南桜井地域

■課題の整理

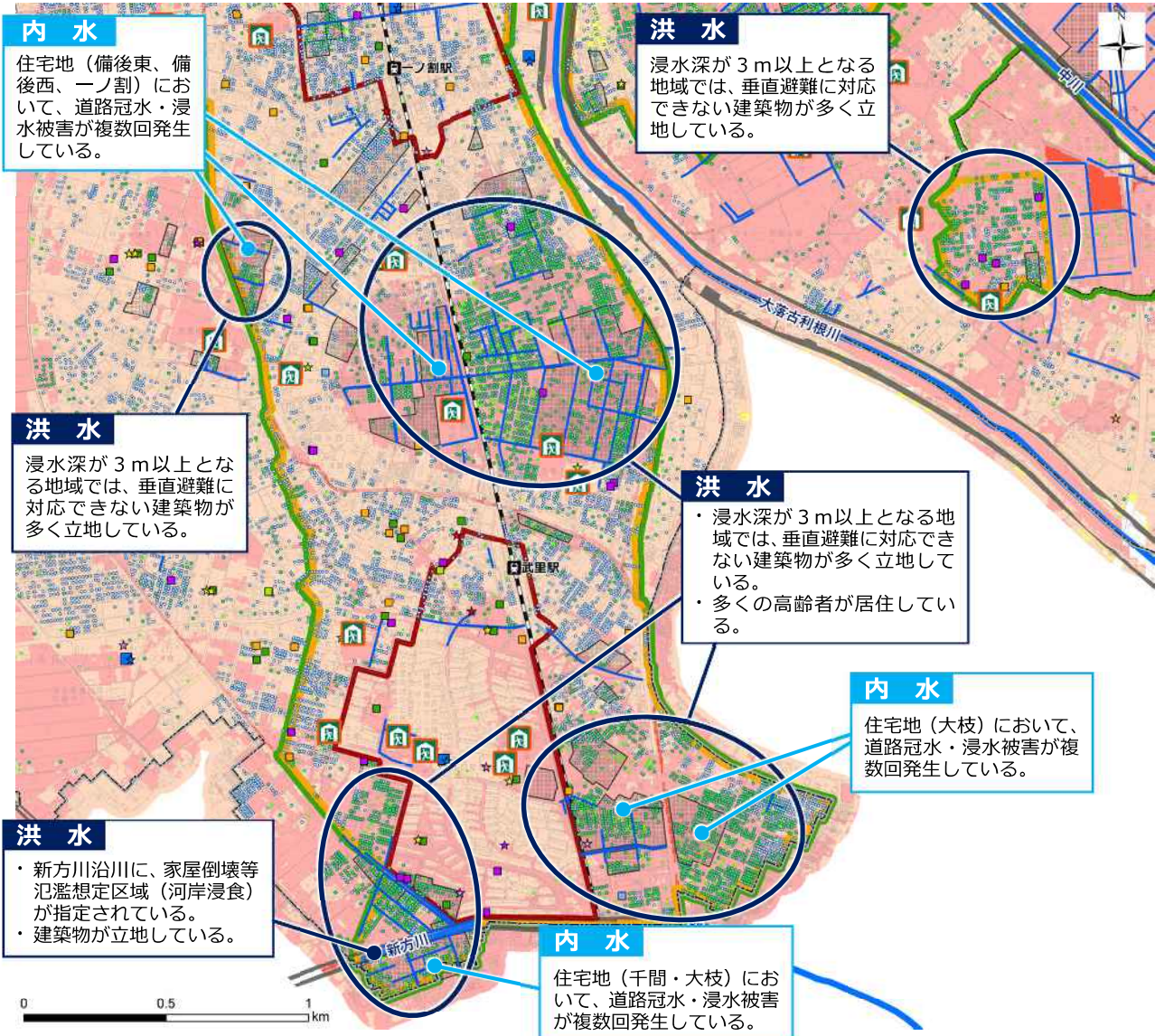
- ・ 都市機能誘導区域を含む住宅地において、浸水深が5 m以上となっている。
- ・ 都市機能誘導区域を含む住宅地や江戸川沿川に、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が広範囲に指定されており、木造建築物も多く立地している。
- ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。



③武里・豊野地域

■課題の整理

- ・ 新方川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に、建築物が立地している。
- ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。
- ・ 備後東、備後西、一ノ割、大枝、千間などの住宅地において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。

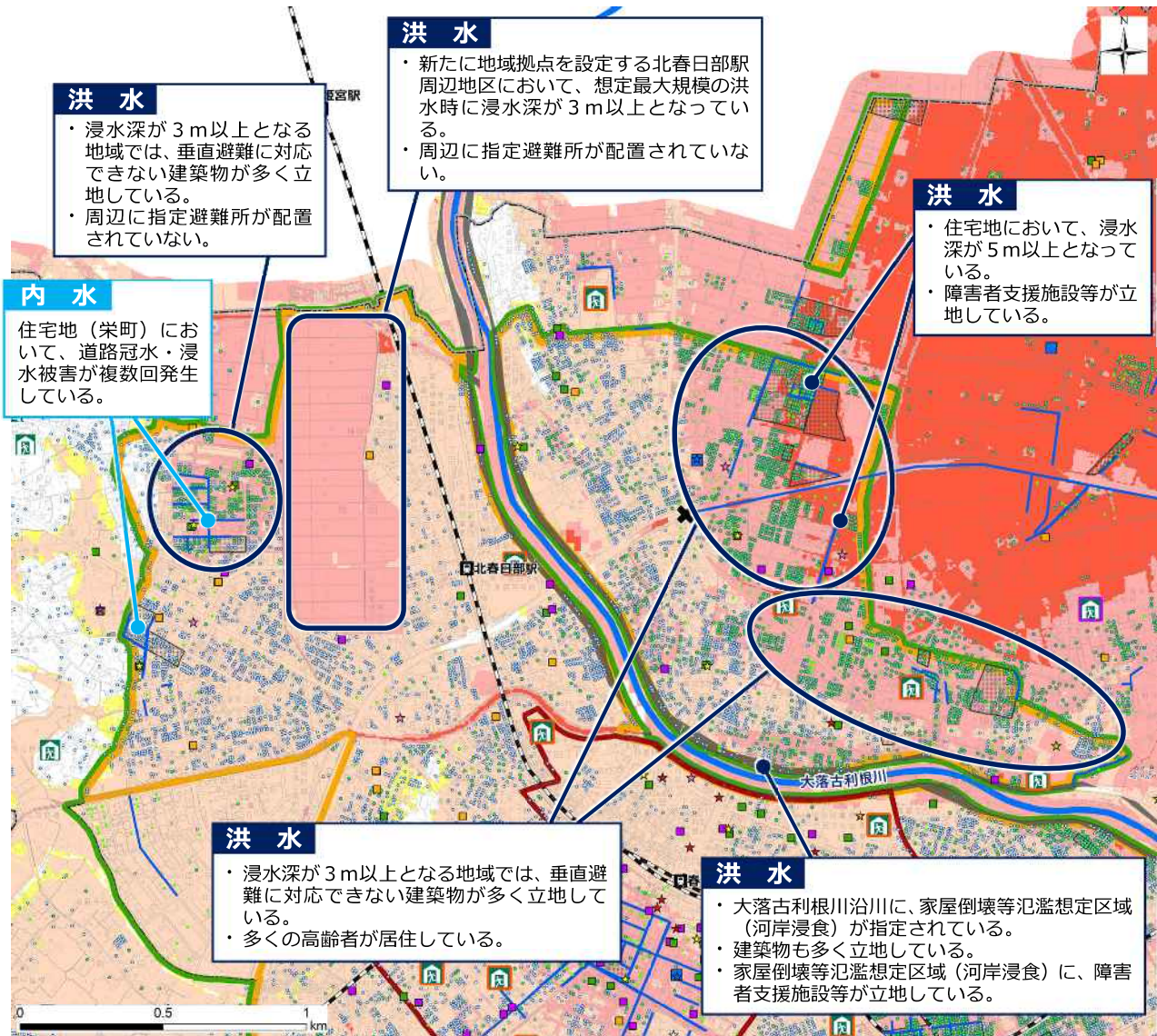


| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> 医療機能 商業機能 子育て機能 教育機能 文化・交流機能 福祉機能 行政機能 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 浸水の深さ0.5m～3.0m未満 1階建ての建物 浸水の深さ3.0m～5.0m未満 2階建ての建物 浸水の深さ5.0m～10m未満 3階建ての建物 木造 |
| 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全階使用可 2階以上使用可 3階以上使用可 <p>※避難場所の使用階数については、想定される浸水深に各階級の床面積の高さを考慮して表示しています。</p> | 浸水実績 <ul style="list-style-type: none"> 床下床上浸水実績 道路冠水箇所 | | 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | |

④内牧・幸松地域

■課題の整理

- ・新たに地域拠点を設定する北春日部駅周辺地区において、想定最大規模の洪水時に浸水深が3m以上となっている。
- ・500m圏内に指定避難所が配置されていない地域がある。
- ・一部の住宅地において、浸水深が5m以上となっている。また、障害者支援施設等が立地している。
- ・想定最大規模の洪水時に浸水深が3m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。

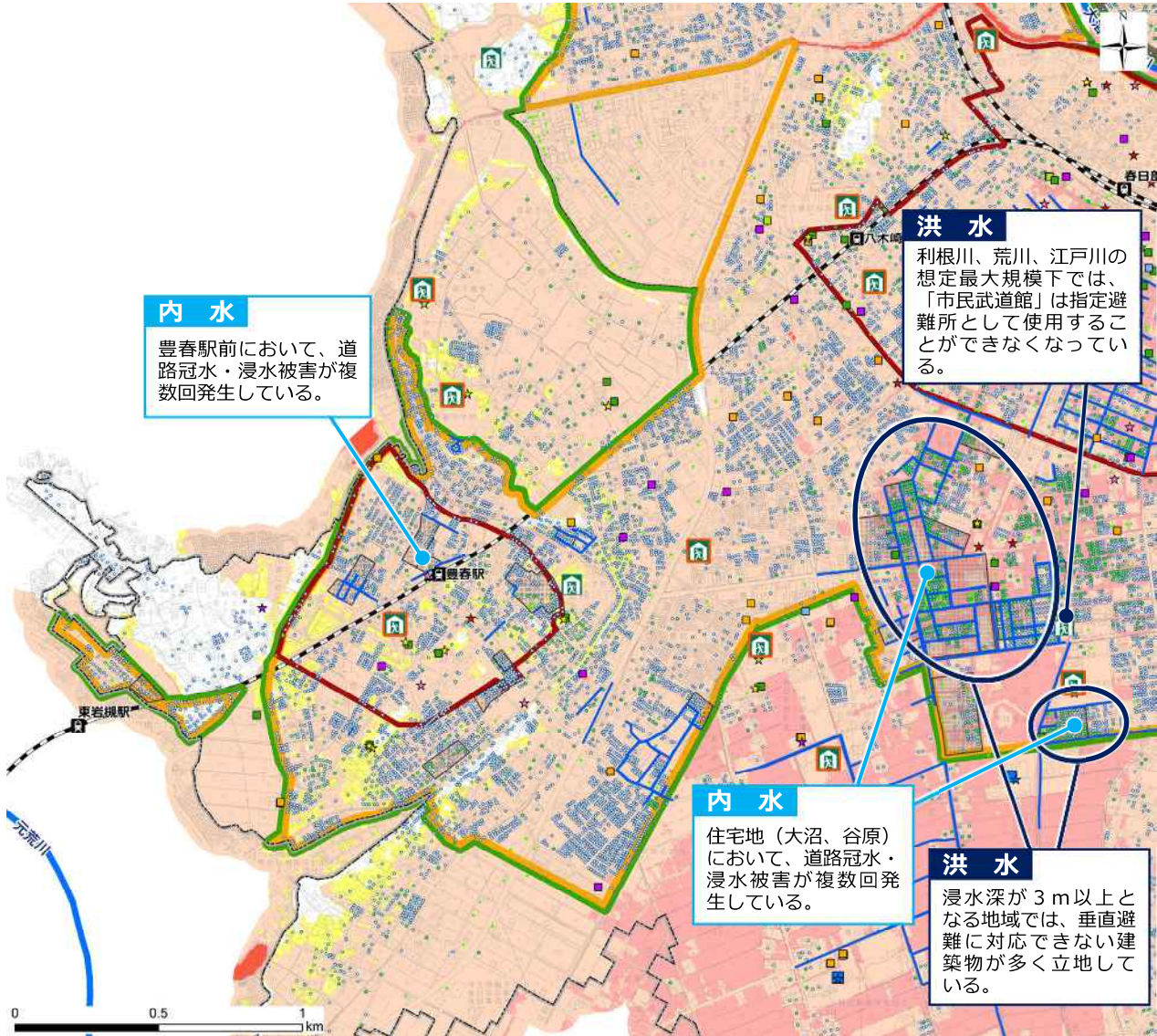


| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> 医療機能 商業機能 子育て機能 教育機能 文化・交流機能 福祉機能 行政機能 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 （浸水の深さ0.5m～3.0m未満 1階建ての建物） （浸水の深さ3.0m～5.0m未満 2階建ての建物） （浸水の深さ5.0m～1.0m未満 3階建ての建物） 木造 |
| 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全階使用可 2階以上使用可 3階以上使用可 <p><small>* 避難場所の使用態様については、想定される浸水深と各施設の床面積の高さを考慮して表示しています。</small></p> | 浸水実績 <ul style="list-style-type: none"> 床下床上浸水実績 道路冠水箇所 | 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | | |

⑤豊春地域

■課題の整理

- ・ 大沼、谷原などの住宅地において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。
- ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。
- ・ 利根川、荒川、江戸川の想定最大規模下では、「市民武道館」は指定避難所として使用することができなくなっている。



| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> 医療機能 商業機能 子育て機能 教育機能 文化・交流機能 福祉機能 行政機能 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 （浸水の深さ0.5m～3.0m未満 1階建ての建物） （浸水の深さ3.0m～5.0m未満 2階建ての建物） （浸水の深さ5.0m～10m未満 3階建ての建物） 木造 |
| 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全階使用可 2階以上使用可 3階以上使用可 <p>※避難場所の活用機能については、想定される洪水と各種設の浸水状況の高さを考慮して表示しています。</p> | 浸水実績 <ul style="list-style-type: none"> 床下床上浸水実績 道路冠水箇所 | 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | | |

災害リスク分析より抽出した地域毎の課題は、以下のとおりとします。

■地区別課題の整理

| 地域 | 課題 |
|---------|--|
| 粕壁地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑町、南、粕壁東、六軒町、本田町、藤塚などの住宅地において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 市役所、病院などの都市機能が集積している中心部（中央）において、道路冠水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 市役所、病院などの都市機能が集積している中心部（中央）において、浸水深が3 m以上となっている。【洪水】 ・ 藤の牛島駅周辺では浸水深が3 m以上となっている。【洪水】 ・ 中川、大落古利根川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に、建築物が多く立地している。【洪水】 ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。【洪水】 ・ 六軒町と藤塚の一部では想定最大規模下において、浸水継続時間が2週間～4週間となっている。また、500m圏内に指定避難所が配置されていない。【洪水】 ・ 緑町、南、粕壁東、六軒町、本田町、藤塚などの地域には、多くの高齢者が居住している。【洪水】 |
| 南桜井地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の住宅地において、浸水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 都市機能誘導区域を含む住宅地において、浸水深が5 m以上となっている。【洪水】 ・ 都市機能誘導区域を含む住宅地や江戸川沿川に、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が広範囲に指定されており、木造建築物も多く立地している。【洪水】 ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。特に江戸川沿川では、浸水深以下となる建築物も多いが、500m圏内に指定避難所が配置されていない。【洪水】 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に、児童福祉施設等、障害者支援施設等の要配慮者利用施設が立地している。【洪水】 |
| 武里・豊野地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 備後東、備後西、一ノ割、大枝、千間などの住宅地において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 新方川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に、建築物が立地している。【洪水】 ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。【洪水】 ・ 備後東、備後西、一ノ割、大枝、千間などの地域では、多くの高齢者が居住している。【洪水】 |
| 内牧・幸松地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄町において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 新たに地域拠点を設定する北春日部駅周辺地区において、想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となっている。【洪水】 ・ 500m圏内に指定避難所が配置されていない地域がある。【洪水】 ・ 一部の住宅地において、浸水深が5 m以上となっている。また、障害者支援施設等が立地している。【洪水】 ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。【洪水】 ・ 大落古利根川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に、建築物が多く立地している。【洪水】 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に、障害者支援施設等の要配慮者利用施設が立地している。【洪水】 |
| 豊春地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊春駅前において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 大沼、谷原などの住宅地において、道路冠水・浸水被害が複数回発生している。【内水】 ・ 想定最大規模の洪水時に浸水深が3 m以上となる地域では、垂直避難に対応できない建築物が多く立地している。【洪水】 ・ 利根川、荒川、江戸川の想定最大規模下では、「市民武道館」は指定避難所として使用することができなくなっている。【洪水】 |

3. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの将来像

春日部市は、居住誘導区域のほぼ全域がハザード区域に含まれていることを踏まえ、防災対策・安全確保を実施していくための対応方針（ターゲット）となる防災まちづくりの将来像を以下のとおりとします。

《都市づくりの方向性》

「世代が循環する」持続可能な活力あるまち



《防災上の基本的な考え方》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興



《防災まちづくりの将来像》

地域の自主防災力を高めることで

持続可能で活力あるまちづくりをめざす

(2) 防災まちづくりの取組方針

春日部市の防災まちづくりの取組方針は、災害リスクの低減を重点におき、地域の自主防災力を高める取組を推進します。

なお、市街地周辺を複数の河川が流下している特性を考慮し、「水害（洪水・内水）」への対策に重点をおくものとします。

その他の災害については、「春日部市地域防災計画（2020年（令和2年）2月改定）」や「国土強靱化」等の関連計画に基づき取組を行うこととします。

《防災まちづくりの方向性》

誘導区域（まちなか）のほぼ全域がハザード区域に含まれることから、「回避」を行うことは現実的ではないため、「低減」の取組により、防災・減災対策を推進する。

《対象とする災害》

洪水・内水対策を重点的に対象とする。

《取組方針》

- ① **総合的な治水対策の推進**
- ② **地域の強靱化と防災力の向上**
 - ・ **災害に強い市街地整備**
 - ・ **避難対策**
 - ・ **要配慮者に対する安全対策**
 - ・ **地域防災力**

①粕壁地域

■取組方針の整理

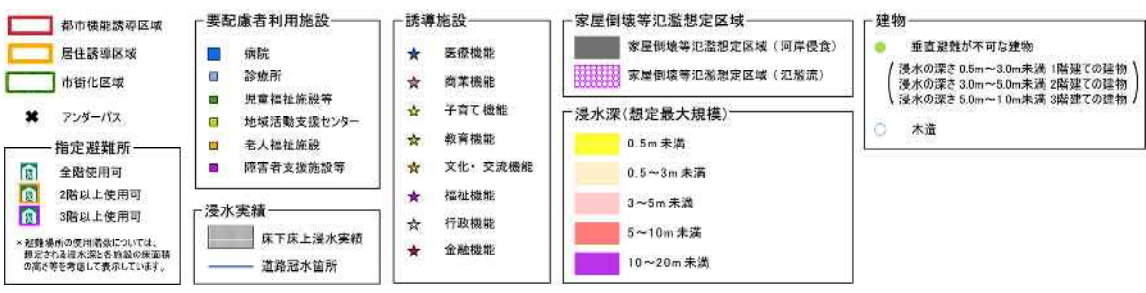
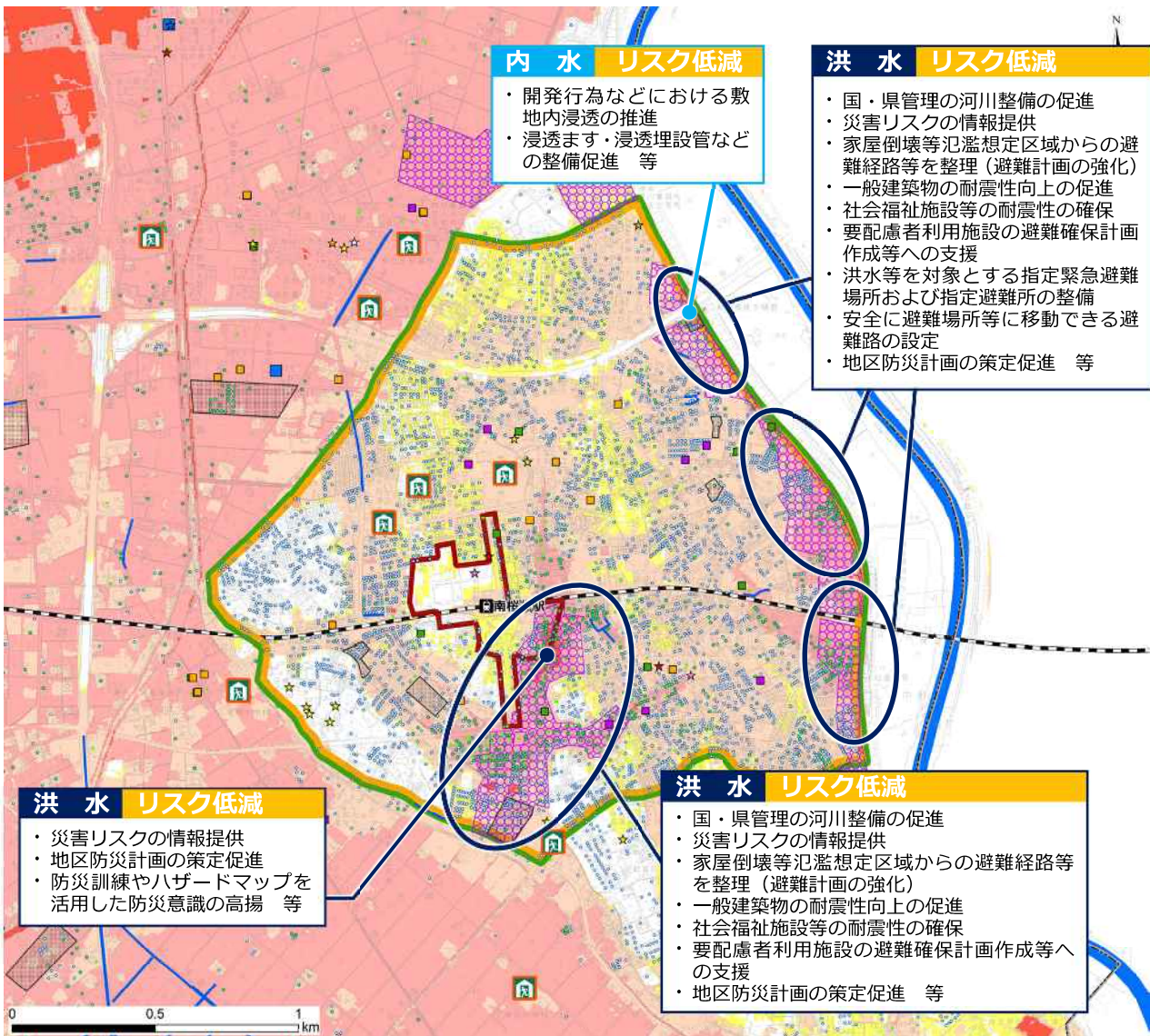
- ・ 市役所含む中心部（中央）など「新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プラン（100 mm/h 安心プラン）」に基づく事業を実施する。
- ・ 局所的な低平地における浸水被害の低減のため、開発行為などにおける敷地内浸透を推進するとともに、浸透ます・浸透埋設管などの整備を促進する。
- ・ 防災訓練やハザードマップを活用し、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努め、地域における防災力の強化を図る。
- ・ 地区防災計画の策定、要配慮者対策の確立などを通じ、地域防災体制の強化を図る。



②南桜井地域

■取組方針の整理

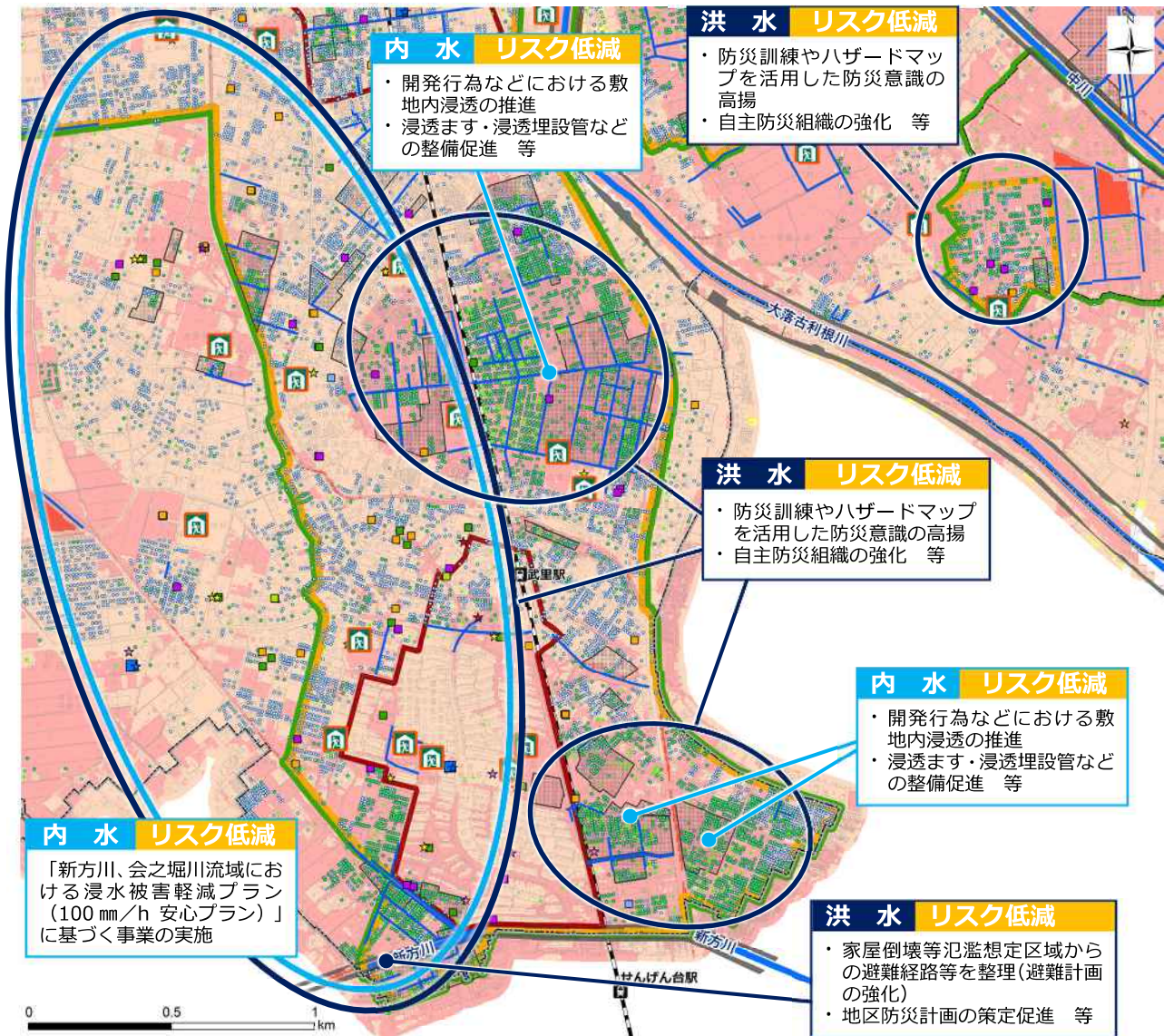
- 江戸川の河川整備の促進により、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減を図る。
- 防災訓練やハザードマップを活用し、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努め、地域における防災力の強化を図る。
- 局所的な低平地における浸水被害の低減のため、開発行為などにおける敷地内浸透を推進するとともに、浸透ます・浸透埋設管などの整備を促進する。
- 地区防災計画の策定、要配慮者対策の確立などを通じ、地域防災体制の強化を図る。



③武里・豊野地域

■取組方針の整理

- ・ 備後西、一ノ割、千間地区など「新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プラン（100 mm/h 安心プラン）」に基づく事業を実施する。
- ・ 局所的な低平地における浸水被害の低減のため、開発行為などにおける敷地内浸透を推進するとともに、浸透ます・浸透埋設管などの整備を促進する。
- ・ 防災訓練やハザードマップを活用し、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努め、地域における防災力の強化を図る。

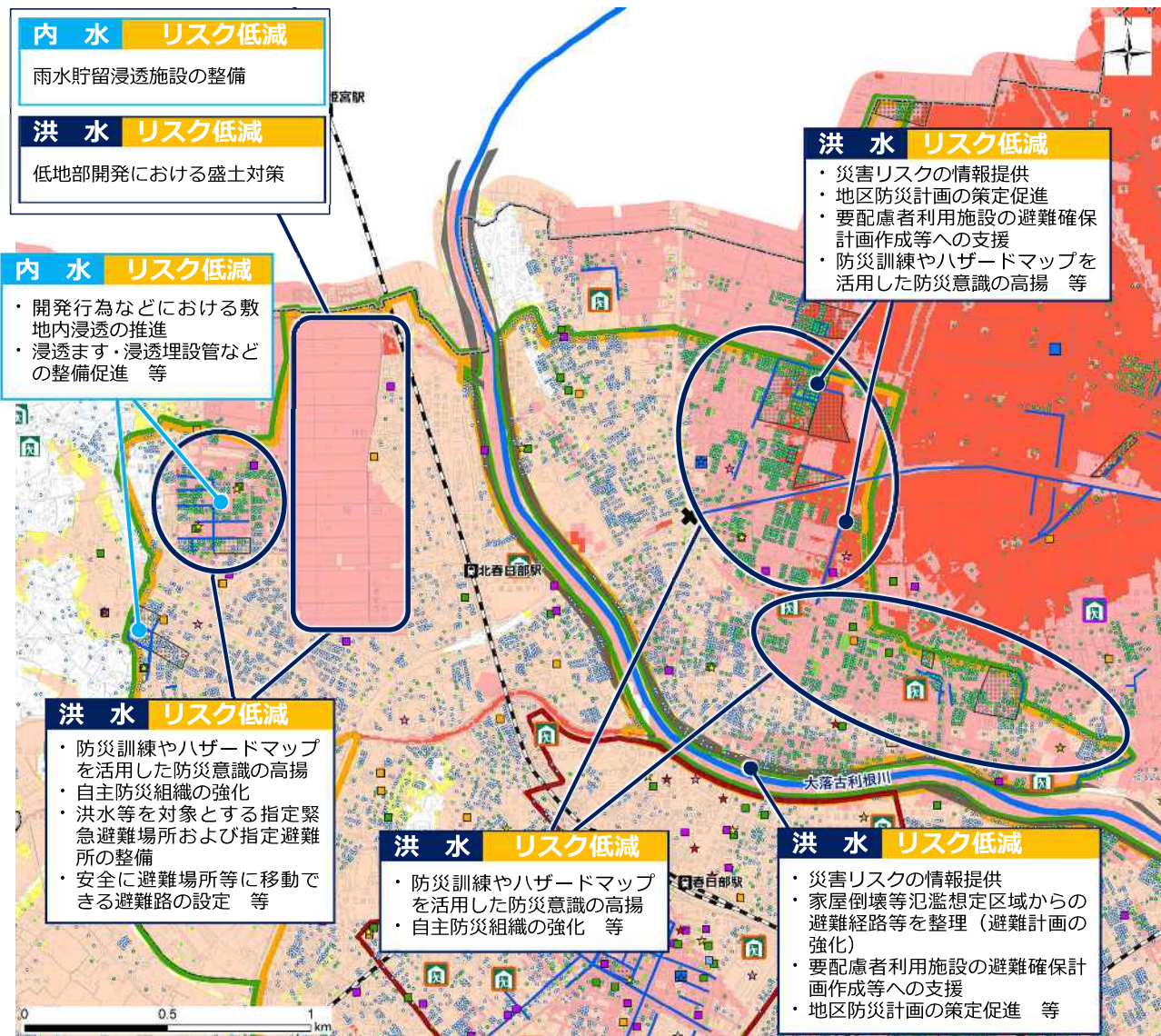


| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全階使用可 2階以上使用可 3階以上使用可 <p>※避難場所の使用状況については、指定された浸水深と建物高さの差を考慮して表示しています。</p> | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 浸水実績 <ul style="list-style-type: none"> 床下床上浸水実績 道路冠水箇所 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> ★ 医療機能 ★ 商業機能 ★ 子育て機能 ★ 教育機能 ★ 文化・交流機能 ★ 福祉機能 ★ 行政機能 ★ 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（沿岸侵食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 (浸水の深さ0.5m～3.0m未満 1階建ての建物) (浸水の深さ3.0m～5.0m未満 2階建ての建物) (浸水の深さ5.0m～10m未満 3階建ての建物) 木造 |
|---|---|--|---|--|

④内牧・幸松地域

■取組方針の整理

- 新たに地域拠点を設定する北春日部駅周辺においては、低地部開発における盛土対策による浸水被害の低減を図る。
- 局所的な低平地における浸水被害の低減のため、開発行為などにおける敷地内浸透を推進するとともに、浸透ます・浸透埋設管などの整備を促進する。
- 防災訓練やハザードマップを活用し、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努め、地域における防災力の強化を図る。
- 地区防災計画の策定、要配慮者対策の確立などを通じ、地域防災体制の強化を図る。

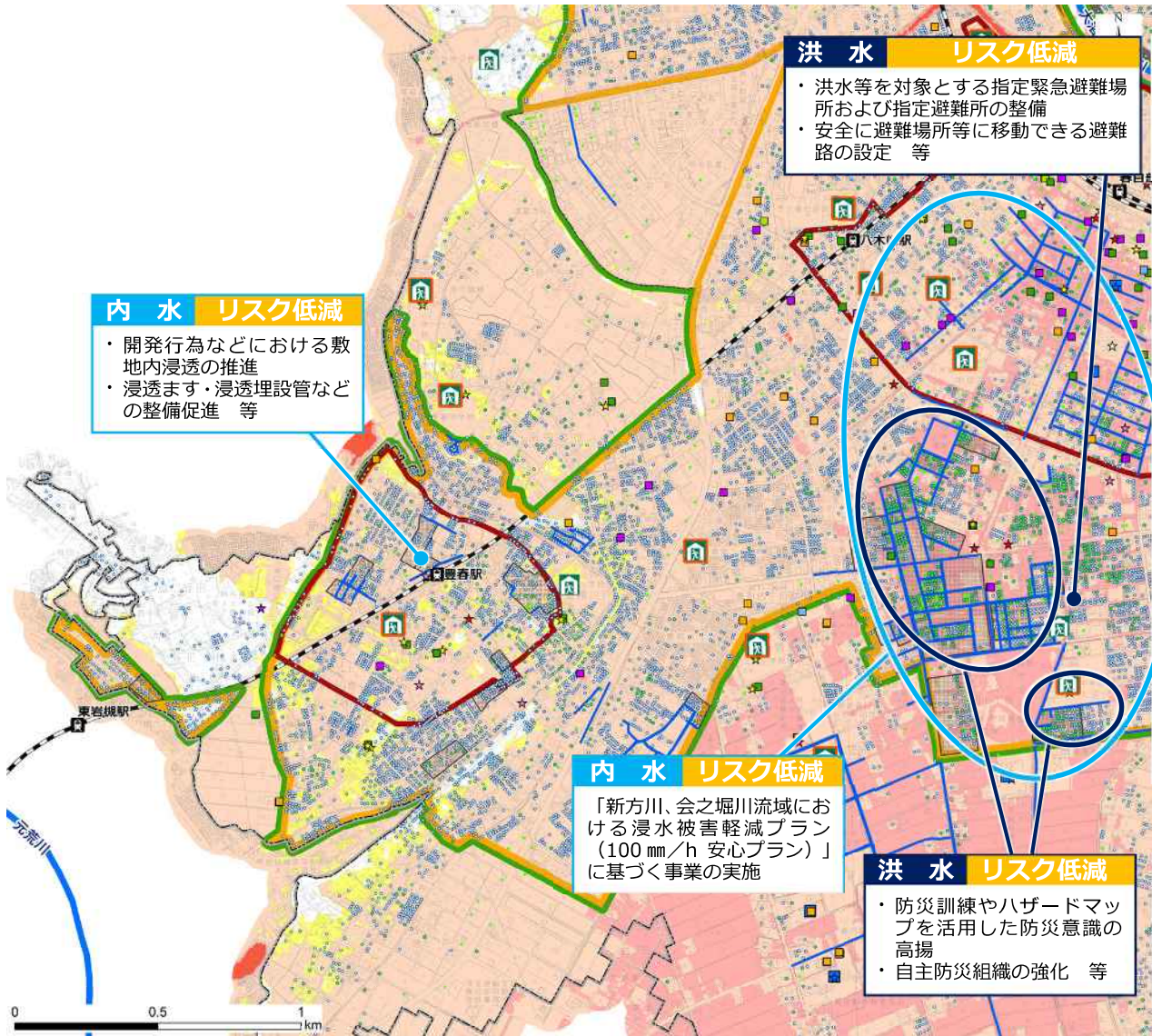


| | | | | |
|---|--|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全座利用可 2階以上利用可 3階以上利用可 | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> 医療機能 商業機能 子育て機能 教育機能 文化・交流機能 福祉機能 行政機能 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 <ul style="list-style-type: none"> 浸水の深さ 0.6m～3.0m未満 1階建ての建物 浸水の深さ 3.0m～5.0m未満 2階建ての建物 浸水の深さ 5.0m～1.0m未満 3階建ての建物 木造 |
|---|--|--|---|---|

⑤豊春地域

■取組方針の整理

- ・ 谷原、大沼地区など「新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プラン（100 mm/h 安心プラン）」に基づく事業を実施する。
- ・ 局所的な低平地における浸水被害の低減のため、開発行為などにおける敷地内浸透を推進するとともに、浸透ます・浸透埋設管などの整備を促進する。
- ・ 防災訓練やハザードマップを活用し、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努め、地域における防災力の強化を図る。



| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 アンダーパス 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> 全階使用可 2階以上使用可 3階以上使用可 <p>※避難場所の使用状況については、指定された浸水想定区域の水深等の高さを考慮して表示しています。</p> | 要配慮者利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 児童福祉施設等 地域活動支援センター 老人福祉施設 障害者支援施設等 浸水実績 <ul style="list-style-type: none"> 床下床上浸水実績 道路冠水箇所 | 誘導施設 <ul style="list-style-type: none"> ★ 医療機能 ★ 商業機能 ★ 子育て機能 ★ 教育機能 ★ 文化・交流機能 ★ 福祉機能 ★ 行政機能 ★ 金融機能 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（沿岸浸食） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 浸水深（想定最大規模） <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5～3m未満 3～5m未満 5～10m未満 10～20m未満 | 建物 <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難が不可な建物 <ul style="list-style-type: none"> （浸水の深さ0.5m～3.0m未満 1階建ての建物） （浸水の深さ3.0m～5.0m未満 2階建ての建物） （浸水の深さ5.0m～10m未満 3階建ての建物） 木造 |
|--|---|--|---|---|

4. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

(1) 防災まちづくりに向けた具体的な取組および取組スケジュール

防災まちづくりに向けた具体的な取組にあたっては、第2次春日部市総合振興計画や都市計画マスタープラン、地域防災計画等の上位・関連計画との整合を図りながら、取組の推進を行うものとし、目標年次に至るまでの短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）の達成目標について設定します。

| 取組方針 | 具体的な取組 | 実施主体 | | | | 達成目標 | | |
|------------------|---|------|---|---|-----|------|----|----|
| | | 国 | 県 | 市 | 市民等 | 短期 | 中期 | 長期 |
| ① 総合的な流域治水対策の推進 | | | | | | | | |
| | 国・県管理の河川整備の促進 | ○ | ○ | | | → | → | → |
| | 「新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プラン」に基づく事業の実施（100mm/h安心プランの実施） | | ○ | ○ | | → | | |
| | ポンプ場等の河川施設の長寿命化、耐震化 | | ○ | ○ | | → | → | → |
| | 雨水の一時貯留施設の整備・推進 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 開発行為などにおける敷地内浸透の推進 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 浸透ます・浸透埋設管などの整備促進 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| ② 地域の強靱化と防災力の向上 | | | | | | | | |
| ②-1 災害に強い市街地整備 | | | | | | | | |
| | 低地部の開発における盛土対策 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 低地部の開発における雨水貯留浸透施設の整備 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 浸水被害エリアでの雨水排水管の整備 | | | ○ | | → | → | → |
| | 一般建築物の耐震性向上の促進 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| ②-2 避難対策 | | | | | | | | |
| | 洪水等を対象とする指定緊急避難場所および指定避難所の整備 | | | ○ | | → | → | → |
| | 安全に避難場所等に移動できる避難路の設定 | | | ○ | | → | → | → |
| | 案内標識・誘導標識の整備 | | | ○ | | → | → | → |
| | 備蓄倉庫の計画的な確保 | | | ○ | | → | → | → |
| | 災害時の飲料水・生活用水の確保 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域からの避難経路等を整理（避難計画の強化） | | | ○ | | → | → | → |
| ②-3 要配慮者に対する安全対策 | | | | | | | | |
| | 社会福祉施設等の耐震性の確保 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 食料・防災資機材等の備蓄 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 防災訓練の充実 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等への支援 | | | ○ | | → | → | → |
| ②-4 地域防災力 | | | | | | | | |
| | 災害リスクの情報提供 | | | ○ | | → | → | → |
| | 市民への防災教育 | | | ○ | | → | → | → |
| | 防災上重要な施設への防災教育 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 防災訓練の実施 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 防災リーダーの育成 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 自主防災組織の強化 | | | ○ | ○ | → | → | → |
| | 地区防災計画の策定促進 | | | ○ | ○ | → | → | → |

(2) 目標値の検討

防災指針で講じる施策を計画的に推進するため、評価指標と目標値を定めます。評価指標については、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導等に係る指標と合わせて概ね5年ごとに評価を行うとともに、必要に応じて取組等の見直しを行います。

なお、評価指標と目標値は、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画との整合を図ったうえで、設定します。

| 分類 | 評価指標 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------|--|------------------------|-------------------------|
| | | 2021年(令和3年) | 2027年(令和9年) |
| 治水対策の推進 総合的な流域 | 100mm/h 安心プランで実施する事業における雨水処理量 [※] ポンプの設置や排水路等の整備を推進することで、浸水被害の軽減を図ります。 | 6.44 m ³ /s | 11.44 m ³ /s |
| | 雨水流出抑制施設の抑制量 [※] 雨水の一時貯留施設等を設置することで、河川や水路への流出抑制を図ります。 | 113,944 m ³ | 125,900 m ³ |
| 防災力の向上 地域の強靱化と | 要配慮者利用施設の避難確保計画作成割合 [※] 要配慮者への対策として、施設の計画作成を通じて、地域防災体制の強化を図ります。 | 79.5% | 100% |
| | 避難所開設訓練の、のべ実施回数 [※] 避難所開設、運営などの実践的な自主防災訓練を通じて自助・共助の取組の強化を図ります。 | 6回 | 35回 |

※第2次春日部市総合振興計画後期基本計画にて定められている指標